

知床ヒグマ対策連絡会議 設置要綱

(目的)

第1条 知床のヒグマ対策の推進とモニタリングの実施、これらに関する情報共有と進捗管理を実施することを目的として、知床世界自然遺産地域連絡会議 設置要綱第8条に基づき、知床世界自然遺産 地域連絡会議の部会として「知床ヒグマ対策連絡会議」を設置する。

(構成)

第2条 知床ヒグマ対策連絡会議は、以下により構成する。

環境省釧路自然環境事務所
林野庁北海道森林管理局
北海道
斜里町
羅臼町
標津町
(公財) 知床財団

(役員)

第3条 知床ヒグマ対策連絡会議に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(役員を選出等)

第4条 役員は、構成員の中から互選する。

2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第5条 会長は知床ヒグマ対策連絡会議を代表し、会務を掌理する。また、会議開催にあたり必要な事務を行う。

(運営)

第6条 知床ヒグマ対策連絡会議は、会長が召集し、会長又は会長の指名する者が会議の議事進行を務める。

2 知床ヒグマ対策連絡会議には、必要に応じ、構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、知床ヒグマ対策連絡会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 24 年 8 月 8 日から施行する。
- 2 この会議は少なくとも年一回冬期に開催し、その他必要があるときにも開催する。

平成 25 年 3 月 21 日 一部改正

平成 26 年 5 月 8 日 一部改正

平成 29 年 3 月 27 日 一部改正